

市有公共用地貸借に関する 調査特別委員会調査報告書

令和 7 年 6 月 19 日

市有公共用地貸借に関する調査特別委員会

目 次

第 1	調査の趣旨	1
第 2	調査特別委員会の設置	2
1	設置動議	2
2	設置内容	2
3	調査権限	2
4	委員会の構成	2
第 3	調査の概要	3
1	調査事項	3
2	委員会の開催状況	3
3	証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	6
4	記録の提出状況	8
第 4	証人尋問の概要	11
第 5	調査の結果	12
1	判明した事実	12
2	指摘・改善事項	17
3	総括	20
第 6	調査経費	23
1	議決予算額	23
2	調査に要した費用の決算額(見込)	23

第 1 調査の趣旨

令和 5 年 4 月 22 日から 23 日までにいしおかイベント広場で開催された「Food Food Food 2023」及び令和 6 年 4 月 27 日から 29 日までに八郷総合運動公園で開催された「Otomeshi Festival 2024」の両事業は、開催された場所、内容から見ても石岡市では今まで開催されたことのないようなイベントであった。しかしながらその開催に伴う石岡市の後援名義の使用承認からはじまる、市の事務に関する諸手続及び施設使用料の減免に関する対応については、幾多の不備や条例・規則違反が一般質問等からも確認された。

そのような状況から、令和 6 年第 4 回石岡市議会定例会の閉会日に、提出者・賛同者 14 名の議員から「市有公共用地賃借に関する調査特別委員会の設置を求める動議」が提出され、賛成多数により、地方自治法第 100 条に基づく調査特別委員会の設置を決定したところである。

2 つのイベントの開催に伴う民間事業者への市有公共用地賃借に関して、市条例及び規則に反した後援名義及び施設の使用申請及び、これらの許可・承認した石岡市の不当な行政行為と施設の目的外使用により生じた石岡市の損害を明らかにするために、一連の事務処理とそれに至った経緯を調査し、再発防止に向けた取組につなげていきたい。

第 2 調査特別委員会の設置

1 設置動議

「市有公共用地貸借に関する調査特別委員会の設置を求める動議」

令和 6 年12月20日、令和 6 年第 4 回石岡市議会定例会において可決

2 設置内容

本調査は、地方自治法第109条及び石岡市議会委員会条例第 5 条の規定により、委員定数10人（構成議員 3 名以上の会派から 2 名を選出し、決議が可決された時点での会派構成により選出する）で構成する「市有公共用地貸借に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

地方自治法第100条第 1 項及び第10項並びに同法第98条第 1 項の権限を委任

4 委員会の構成

委員会定数	10人
委員長	山 本 進
副委員長	櫻 井 茂
委員	高 野 要 岡 野 孝 男 池 田 正 文 谷 田 川 泰 勝 村 孝 行 玉 造 由 美 岡 野 孝 雄 川 井 幸 一

第3 調査の概要

1 調査事項

Food Food Food 2023及びOtomshi Festival 2024の開催に伴う民間事業者への市有公共用地賃借に関して市条例及び規則に反した後援名義及び施設の使用申請及び、これらの許可・承認した石岡市の不当な行政行為と施設の目的外使用により生じた石岡市の損害を明らかにするために、一連の事務処理とそれに至った経緯を調査する。

2 委員会の開催状況

回	日程	会議に付した案件	決定事項等
1	令和6年 12月20日	・正副委員長の互選	
2	令和7年 1月21日	・今後の委員会の進め方について	・委員会運営要領を決定 ・後記4記載の提出を求めた記録（以下「記録等」という。）のうち、①ないし⑰を執行機関に、地方自治法（以下「法」という。）第100条第1項に基づき提出を求めることを決定
3	令和7年 2月3日	・地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について	・記録等のうち、⑱ないし㉔を執行機関に、法第100条第1項に基づき提出を求めることを決定 ・ [redacted] 氏に対し、証人として令和7年2月21日に出頭を求めることを決定 ・ [redacted] 氏に対し、証人として令和7年2月21日に出頭を求めることを決定 ・ [redacted] 氏に対し、証人として令和7年2月21日に出頭を求めることを決定
4	令和7年 2月21日	・地方自治法第100条第1項に基づく記	・証人尋問（ [redacted] 氏） ・証人尋問（ [redacted] 氏）

		録の提出状況について ・証人尋問について	・証人尋問（ 氏） ・記録等のうち、②⑤、②⑥を石岡市長に、法第100条第1項に基づき提出を求めることを決定
5	令和7年 3月27日	・地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について	・記録等のうち、②⑦を執行機関に、法第100条第1項に基づき提出を求めることを決定 ・ 氏に対し、証人として令和7年4月15日に出頭を求めることを決定 ・ 氏に対し、証人として令和7年4月15日に出頭を求めることを決定 ・ 氏に対し、証人として令和7年4月15日に出頭を求めることを決定 ・ 氏に対し、証人として令和7年4月15日に出頭を求めることを決定
6	令和7年 4月15日	・地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について ・証人尋問について	・証人尋問（ 氏） ・証人尋問（ 氏） ・証人尋問（ 氏） ・証人尋問（ 氏） ・後記4記載の提出を求めた記録（以下「記録等」という。）のうち、②⑧ないし②⑩を執行機関に、法第100条第1項に基づき提出を求めることを決定
7	令和7年 4月22日	・地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について	・記録等のうち、②③を執行機関に、法第100条第1項に基づき提出を求めることを決定 ・ 氏に対し、証人として令和7年5月13日に出頭を求めることを決定 ・ 氏に対し、証人として令和7年

			5月13日に出頭を求めることを決定 ・ [REDACTED] 氏に対し、証人として令和7年5月13日に出頭を求めることを決定 ・ [REDACTED] 氏に対し、証人として令和7年5月13日に出頭を求めることを決定 ・ [REDACTED] 氏に対し、証人として令和7年5月13日に出頭を求めることを決定 ・ [REDACTED] 氏に対し、証人として令和7年5月13日に出頭を求めることを決定 ・ [REDACTED] 氏に対し、証人として令和7年5月13日に出頭を求めることを決定 ・ [REDACTED] 氏に対し、証人として令和7年5月13日に出頭を求めることを決定
8	令和7年 5月13日	・ 地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について ・ 証人尋問について	・ 証人尋問 ([REDACTED] 氏) ・ 証人尋問 ([REDACTED] 氏) ・ 証人尋問 ([REDACTED] 氏) ・ 証人尋問 ([REDACTED] 氏) ・ 証人尋問 ([REDACTED] 氏) ・ 証人尋問 ([REDACTED] 氏) ・ 証人尋問 ([REDACTED] 氏)
9	令和7年 6月3日	・ 報告書案の作成について	
10	令和7年 6月12日	・ 委員会調査報告書(案)について	

3 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

回	日程	出頭を求めた者	証言を求めた事項
4	令和7年 2月21日	ふるさと納税・財産 活用課長・[REDACTED]	・Food Food Food 2023に係る後援名義について
4	令和7年 2月21日	生涯学習課長・ [REDACTED]	・Food Food Food 2023に係る施設使用について
4	令和7年 2月21日	石岡市観光協会事務 局長補佐・[REDACTED]	・Food Food Food 2023に係る市の支援について
6	令和7年 4月15日	ふるさと納税・財産 活用課長・[REDACTED]	・Otomeshi Festival 2024 に係る後援名義について
6	令和7年 4月15日	秘書広聴課長・ [REDACTED]	・Otomeshi Festival 2024 に係る後援名義について
6	令和7年 4月15日	学校給食課長兼石岡 給食センター所長・ [REDACTED]	・Otomeshi Festival 2024 に係る施設使用について
6	令和7年 4月15日	スポーツ振興課長・ [REDACTED]	・Otomeshi Festival 2024 に係る施設使用について
8	令和7年 5月13日	水道課長・[REDACTED]	・Otomeshi Festival 2024 に係る施設使用について
8	令和7年 5月13日	石岡市議会議員・ [REDACTED]	・Otomeshi Festival 2024 に係る役割について
8	令和7年 5月13日	監査委員事務局主査 調整員・[REDACTED]	・Food Food Food 2023 及び Otomeshi Festival 2024 に係る後援名義について
8	令和7年 5月13日	子育て健康部長・ [REDACTED]	・Food Food Food 2023 及び Otomeshi Festival 2024 に係る施設使用について
8	令和7年 5月13日	教育委員会事務局教 育部長・[REDACTED]	・Otomeshi Festival 2024 に係る施設使用について

8	令和7年 5月13日	教育長・[REDACTED]	・FooD FooD FooD 2023 及び Otomeshi Festival 2024 に係る施設使用について
8	令和7年 5月13日	市長・[REDACTED]	・FooD FooD FooD 2023 及び Otomeshi Festival 2024 に係る後援名義及び施設使用について

4 記録の提出状況

地方自治法第100条第1項の規定により、執行部（谷島洋司石岡市長、岩田利美石岡市教育委員会教育長）に提出を求めた記録は次のとおりである。

	請求日	提出を求めた記録	提出日
①	令和7年 1月21日	後援名義の使用承認申請書及び添付資料・使用決定 通知書・後援事業実施報告書及び添付資料	令和7年 1月27日
②	令和7年 1月21日	後援名義使用決定に関する業務報告書	不存在
③	令和7年 1月21日	いしおかイベント広場使用申請書・使用許可書	令和7年 1月27日
④	令和7年 1月21日	施設使用許可に関する業務報告書	不存在
⑤	令和7年 1月21日	イベント完了後の施設所管課における業務報告書	令和7年 1月27日
⑥	令和7年 1月21日	後援名義の使用承認申請書及び添付資料・使用決定 通知書・後援事業実施報告書及び添付資料	令和7年 1月27日
⑦	令和7年 1月21日	後援名義使用決定に関する業務報告書	不存在
⑧	令和7年 1月21日	八郷総合運動公園施設使用許可申請書・使用許可書 ・八郷総合運動公園施設使用料減免申請書	令和7年 1月27日
⑨	令和7年 1月21日	施設使用許可に関する業務報告書	不存在
⑩	令和7年 1月21日	総合運動公園管理日誌・イベント完了後の施設所管 課における業務報告書	令和7年 1月27日
⑪	令和7年 1月21日	令和6年度より過去3年分の職員配置表	令和7年 1月27日
⑫	令和7年 1月21日	許可当時の関係条例・規則・要綱	令和7年 1月27日
⑬	令和7年	各イベントに関して庁議で審議した際の資料・会議	令和7年

	1月21日	録（会議概要）	1月27日
⑭	令和7年 1月21日	後援名義の使用承認に関して庁議で審議した際の資料・会議録（会議概要）	令和7年 1月27日
⑮	令和7年 1月21日	後援名義に関して市のホームページに掲載している内容がわかる資料	令和7年 1月27日
⑯	令和7年 1月21日	各イベントのパンフレットを広報紙に折り込んだことがわかる資料	令和7年 1月27日
⑰	令和7年 1月21日	市長・副市長・教育長・関係職員と実行委員会関係者との面会記録	令和7年 1月27日
⑱	令和7年 2月3日	後援名義の使用承認に関する一連の手続きの意思決定プロセス（決裁者毎の決裁日）がわかる資料	令和7年 2月14日
⑲	令和7年 2月3日	いしおかイベント広場使用許可に関する一連の手続きの意思決定プロセス（決裁者毎の決裁日）がわかる資料	令和7年 2月14日
⑳	令和7年 2月3日	イベントに関連して施設使用許可や施設使用料の減免をした公共施設に係る一連の手続きの内容と意思決定プロセス（決裁者毎の決裁日）がわかる資料	不存在
㉑	令和7年 2月3日	イベントに関連する商工観光課の業務報告書	不存在
㉒	令和7年 2月3日	後援名義の使用承認に関する一連の手続きの意思決定プロセス（決裁者毎の決裁日）がわかる資料	令和7年 2月14日
㉓	令和7年 2月3日	スポーツ振興課所管施設の使用許可及び施設使用料減免に関する一連の手続きの意思決定プロセス（決裁者毎の決裁日）がわかる資料	令和7年 2月14日
㉔	令和7年 2月3日	イベントに関連して施設使用許可や施設使用料の減免をした公共施設に係る一連の手続きの内容と意思決定プロセス（決裁者毎の決裁日）がわかる資料	令和7年 2月14日
㉕	令和7年 2月21日	商工観光課の業務報告書にある令和4年9月29日の八郷始動の市長訪問の際の相手方「他1名」の氏名	不存在

		について	
②⑥	令和7年 2月21日	イベントに関連する商工観光課の業務報告書	不存在
②⑦	令和7年 3月27日	Otomeshi Festival 2024 に関連して行った施設修繕の内容がわかる資料（八郷総合運動公園の照明設備等）	令和7年 4月4日
②⑧	令和7年 4月15日	市長・副市長と実行委員会関係者との面会記録のうち、令和5年5月12日（金）の市長との面会者における「ほか」の氏名がわかる資料	不存在
②⑨	令和7年 4月15日	教育長と実行委員会関係者との面会記録のうち、令和5年11月14日（火）の教育長との面会者における「ほか」の氏名がわかる資料	不存在
③⑩	令和7年 4月15日	Otomeshi Festival 2024開催に係る施設使用に関して、令和6年3月28日及び同年4月16日に教育委員会事務局が行った事業者へのヒアリング内容の報告書	不存在
③⑪	令和7年 4月15日	八郷総合運動公園における令和4年度から令和6年度までの電気使用料の記録	令和7年 4月21日
③⑫	令和7年 4月15日	八郷総合運動公園における令和5年度から令和6年度までの修繕や工事に関する記録	令和7年 4月21日
③⑬	令和7年 4月22日	令和5年度から令和6年度にかけてのスポーツ振興課の事務引継書	令和7年 4月28日

※不存在については、「記録なし」、「該当なし」、「前回提出済み」

第4 証人尋問の概要

調査の概要に示したとおり、本委員会は、ふるさと納税・財産活用課長・[REDACTED]、生涯学習課長・[REDACTED]、石岡市観光協会事務局長補佐・[REDACTED]、秘書広聴課長・[REDACTED]、学校給食課長兼石岡給食センター所長・[REDACTED]、スポーツ振興課長・[REDACTED]、水道課長・[REDACTED]、石岡市議会議員・[REDACTED]、監査委員事務局主査調整員・[REDACTED]、子育て健康部長・[REDACTED]、教育委員会事務局教育部長・[REDACTED]、石岡市教育委員会教育長・[REDACTED]、石岡市長・[REDACTED]の延べ14名に証人としての出頭を求め、証人尋問を行った。

なお、詳細は会議録のとおりである。

第5 調査の結果

1 判明した事実

(1) 概要

ア FooD FooD FooD 2023に係る後援名義の使用承認がされた案件

- ① 令和4年9月29日付で後援名義使用承認申請書が提出され、同日付受付後、市長決裁後の令和4年10月11日付で後援名義使用決定通知書が通知されている。
- ② 後援名義の使用許可を承認した理由は、石岡市後援名義の使用承認に関する要綱に基づき許可を行った。
- ③ 石岡市後援名義の使用承認に関する要綱における公共的団体とは、市民団体、区長会、PTA又は任意で作った団体であったり、公益に関する団体という認識であり、株式会社であったり、法人だったりというのは、判断材料となっていない。
- ④ 公共的団体の考え方について、今回の事業では、次の点において石岡市にとって有益であるから、公共的団体として判断された。
 - (1) 石岡市のPRができること。
 - (2) 観光来訪客の増が見込めること。
 - (3) 各地の食やプロの音楽家による演奏などを楽しむことができること。
- ⑤ 事業者から収支決算書が提出され、収支は赤字となっているが、支出項目に備品購入費があり、これは事業者の資産となっている。本来減価償却するべきと思われるものであり、これを再計算すると収支は黒字となる。

イ FooD FooD FooD 2023に係る施設使用が許可された案件

- ① 令和4年8月26日付でいしおかイベント広場使用申請書が提出され、同日付で受付を行い、中央図書館長決裁後の令和4年9月1日にイベント広場使用許可書において許可されている。
- ② 使用許可条件として、イベント広場の管理要綱に記載されているとおり、住民の福祉、社会福祉の増進、地域の活性化に寄与するもの。自由に参加できる事業であること。利益追求の事業でないこと。
- ③ 使用を許可した理由として、次の点が挙げられた。

- (1) 市の後援等があったこと。

※ただし、提出記録によれば、施設使用が許可された時点では、後援名義使用の許可はされていなかった。

- (2) 自由に参加できるイベントであったこと。
- (3) 市のイメージアップを図れること。
- (4) 市内外からの多数の来場者があることでの地域の活性化を図れること。
- (5) 利益追求ではないこと。

ウ Otomeshi Festival 2024に係る後援名義の使用承認がされた案件

- ① 令和5年10月3日付で後援名義使用承認申請書が提出され、令和5年11月7日付で受付後、市長決裁後の令和5年12月4日付で後援名義使用決定通知書が通知されている。
- ② 後援名義の使用許可を承認した理由は、石岡市後援名義の使用承認に関する要綱に基づき許可を行った。
- ③ 公共的団体の考え方について、今回の事業では、次の点において石岡市にとって有益であるから、公共的団体として判断された。
 - (1) 石岡市のPRができること。
 - (2) 観光来訪客の増が見込めること。
 - (3) 各地の食やプロの音楽家によります演奏など、そういったものが楽しむことができること。

エ Otomeshi Festival 2024に係る施設使用が許可された案件

- ① 令和6年4月10日付で、令和6年4月20日（土）5時から5月2日（木）17時まで使用する旨の、農業者トレーニングセンター施設使用許可申請書、運動広場等施設使用許可申請書、八郷総合運動公園施設使用許可申請書が提出され、受付が行われたが、許可書による許可はされていない。
- ② 令和6年4月5日付で施設使用料免除の起案がなされており、35万6,480円の額を積算し、減免を行っているが、規則に規定される減免申請書が提出されていない。
- ③ 使用許可条件として、運動公園の条例に記載されている、風俗、公安を乱すおそれのないもの。施設、設備の破損等のおそれのないもの。物販、募金等の行為を行うようなおそれがある場合、その他不相当と認めるような事業

であるなどについては、許可しないことができる。

④ 使用を許可した理由として、次の点が挙げられた。

- (1) 自由に参加できるイベントであったこと。
- (2) 市のイメージアップを図れること。
- (3) 市内外からの多数の来場者があることでの地域の活性化を図れること。
- (4) 利益追求ではないこと。

⑤令和6年3月に、八郷総合運動公園の施設使用者である民間事業者が、直接行った照明設備の修繕に関して、寄附行為等の手続が行われている。

オ FooD FooD FooD 2023及びOtomeshi Festival 2024に係るその他の案件

- ① それぞれのイベントに関する印刷物が、市の歳入歳出予算に含まれず、経費の支払いが行われ、市報へ折り込みがなされている。
- ② FooD FooD FooD2023が開催される際の企画書では、地域還元イベントが計画されていたが、証言からは実施されていない。
- ③ Otomeshi Festival 2024に係る、石岡市役所本庁舎臨時駐車場の使用申請は、実行委員会の名称ではなく、個人名義の[REDACTED]氏の名義で申請されている。

(2) 内部要因について

ア FooD FooD FooD 2023に係る後援名義の使用承認がされた案件

後援名義の使用許可は、市の貸出し施設の許可にも大きな影響を与えている。

後援名義使用申請に当たって、石岡市後援名義の使用承認に関する要綱に規定されている「公共性」については、地方自治法を基に説明されているが、行政実例では、株式会社は対象とするとの記載はなく、法人たるといなどを問わないとの記載のみとなっている。

後援名義及び使用施設の使用許可を出した理由については、石岡市のPRになることや観光客が増加するという理由で統一されている。

提出された資料に関して、後援名義の使用申請に添付した資料と施設利用の際に添付した資料で、日付に近いにも関わらず、人数に大きな違いがある。それに関して庁内での連携が取れていないことが伺える。

イ 後援名義の後援事業収支決算書の収支が赤字で提出されているが、資産となる備品購入経費を全額経費算入しており、秘書広聴課は、提出された資料を確

認していないことが伺える。

ウ FooD FooD FooD 2023に係る施設使用が許可された案件

使用許可を行うに当たっての、上司までの協議文書が残っていない。

事業実施後に担当課が起案している課題、問題点等について、部内で共有しているとのことであるが、教育長までの決裁がされていない。

起案されている課題、問題点等について、その後の庁議においては、一切発言がなく、市長からイベントの感想が述べられているのみである。

エ 4月15日の尋問において、後援名義使用許可と施設の使用許可はどちらが優先されるべきかとの問いに「施設を確保した上での後援の申請」と証言されているが、Otomeshi Festival 2024では実際には後援名義が先に許可されている。

オ Otomeshi Festival 2024に係る後援名義の使用承認がされた案件

後援名義の使用許可が承認されていることは、市の貸出し施設の許可にも大きな影響を与えている。

後援名義使用申請に当たって、石岡市後援名義の使用承認に関する要綱に規定されている「公共性」については、地方自治法を基に説明されているが、行政実例では、株式会社は対象とするとの記載はなく、法人たるといなどを問わないとの記載のみとなっている。

後援名義及び使用施設の使用許可を出した理由については、石岡市のPRになることや観光客が増加するという理由で統一されている。

カ Otomeshi Festival 2024に係る施設使用が許可された案件

八郷総合運動公園などのメインイベント会場の施設使用許可を行うに当たっての、上司までの協議文書が残っていない。

八郷総合運動公園などのメインイベント会場の施設使用許可の許可文書が、作成されていない。

八郷総合運動公園などのメインイベント会場の減免に当たっての減免申請書の提出がなく、減免手続を行っている。

八郷総合運動公園に設置してある照明設備の修繕に関して、寄附行為で行っているが、寄附の一連の流れを確認した書類に関して、日付の整合性が取れていない。

八郷総合運動公園施設の施設使用料の減免に当たっての算定資料に関して、

使用料金及び日数の算定に誤りがある。

警備計画等に関して協議を行っていたとの証言があったが、文書としては残されていない。

休園日においても貸し出すことは可能との証言があったが、規則上、教育委員会が管理上特に必要な場合とされており、教育委員会で特に必要と認めた文書は提出されていない。

その他市の貸出し施設における事務手続において、八郷総合支所の許可書に記載されている人数が申請書に記載されている人数と大きく違う。

(3) 外部要因について

ア Food Food Food 2023及びOtomeshi Festival 2024に係るその他の案件

市報へ当該2つのイベントの印刷物が折り込みされているが、これは制度上は行えないものと思われる。

イ Food Food Food2023が開催される際の企画書では、地域還元イベントが計画されていたにも関わらず、実施されないことに関して、担当者から実施を促すよう指摘をしたか不明である。

2 指摘・改善事項

(1) 執行部に対する指摘・改善事項

今回の石岡市及び教育委員会が行った事務手続についての指摘・改善事項として、次の5点としてまとめる。

1点目については、今回の2つのイベントでの施設の使用許可、使用料免除に大きく影響をしている後援名義の使用許可については、逐条解説を基に証言があったが、証言を確認しても、後援名義の使用を許可するために実例を拡大解釈していると思われる。実例で出されている文書を見ても、株式会社は対象とすると記載されているわけではなく、公共的な活動を営むもので法人とは問わないとだけであり、株式会社でもいいということではない。そもそも、地方自治法第157条では「普通地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる」と規定されており、株式会社は当然該当しない。現在の石岡市後援名義の使用承認に関する要綱に規定する公共的団体等からは、株式会社を含めた民間事業者を後援をするということを解釈することには無理があると思われるため、今後、株式会社を含めた民間事業者を後援するのであれば、要綱を見直す必要があるのではないかとと思われる。

2点目については、八郷総合運動公園の使用料免除額は、使用期間、使用時間、使用料金について算定が甘かったとの証言を得ている。使用料は市の収入として貴重な財源であり、受益者負担の観点からも公平、公正が求められるものである。後援事業が出ているから使用料免除とするということではなく、事業内容、事業目的を精査した上で減免の判断をすべきである。なお、申請書が提出されていないにも関わらず、減免措置を行っていることは市規則に明らかに違反している。

3点目については、地方自治体における基本である文書の不手際が多い。市が作成する文書は全て公文書であるため、その作成に当たっては十分な確認が必要であるにもかかわらず、本庁舎の使用申請に当たっての申請書の提出の際は、実行委員会という団体が使用することが分かっている上で、提出した代表でない者の住所及び氏名を記入するよう、指導を行っていること。また、八郷総合運動公園について、使用許可申請書が提出されているにも関わらず、許可

通知書を作成していない。使用に当たっての遵守事項や施設使用の注意事項などを相手側に明確に伝えていることの確認ができないこととなり、万が一事故が起こった際の過失を問えない事態となる可能性もあるのではないかと思慮する。さらに、繰り返しとなるが、八郷総合運動公園の使用料減免を行う際にも、規程上、減免申請書の提出があった上での取り扱いとなるにも関わらず、担当者の起案により減免措置を行っている。これは明らかな規則に違反した行為であると思われる。また、八郷総合運動公園の照明施設の修繕工事の寄附の手続においての事務処理も、最高決裁権者の決裁を受ける前に寄附の受け入れ許可を行っており、こちらも事務決裁上では認められる内容ではないと思われる。文書の作成及び取り扱いについて適正に対応するよう手段を講じられたい。

4点目については、寄附の受入れの手続に関し、寄附受入財産として、役務の提供と記載されている。役務の提供とは、地方財務実務提要での歳出の節の役務費では、人的なサービスの提供（より人的であることが純粹であること）に対して支払われる費用であると示されており、今回の件については単純な人的サービス以上の修繕工事を行っており、役務の提供として受け入れられるものではないと考えられる。なお、この寄附の受入れについては、当時の担当部長より、事務手続については教育総務課、財務部等に確認を行うよう指示をしているとの証言があったことから、教育総務課、財務部に確認を取った上での寄附の採納ということになることから、今回の寄附の受け入れについては寄附受入れ担当部も財務担当部も拡大解釈し、受入れを行ったものではないかと考えられるが、このことは制度及び寄附の内容の確認不足から生じているものと思われるため、実例等を参考に制度の理解度を高めるよう取り組んでいただきたい。

さらに、修繕工事の品質について当時の担当職員は「品質的にも十分問題がなかったと認識している」と証言されていたが、その後の教育長からは「応急的な措置になるという説明を受けている」と証言されており、証言が明らかに矛盾している。

5点目については、証人からは口頭で報告や、その場での打ち合わせなどの証言があったが、行政運営の点から考えると、事務の継続性の観点からは非常に対応が危ぶまれるところである。口頭での報告はもちろん必要な対応である

と思うが、その後に対応した内容を記録しておくという、行政の継続性についての意識が希薄になっていると思われることから、文書の重要性について周知を図られたい。

なお、上司または外部からの特段の配慮を求められた等の証言はなく、事務を進める上で強引に行うことはなかったと思われるが、13日間の貸切り使用、申請のない使用料全額免除、市の管理する設備に対する管理責任放棄ともとれる証言などからも、担当課、担当部がそれぞれにおいて勝手に判断し、特段の配慮を行ったのではないかと考える。しかしながらその判断については、条例、規則等を十分に理解していないと思われることから、今後は十分に制度を理解し、対応されたい。

3 総括

Food Food Food 2023及びOtomeshi Festival 2024という、石岡市で行われる初めてのイベントということであったが、その開催に当たっても事務手続については幾多の過失が散見された。

当委員会では、記録の提出を求め、それを中心に調査をはじめたところではあるが、許可書に記載すべき人数、日付等については間違いが多く、また、八郷総合運動公園の照明を使用者に修繕させるという事務については、担当者からの証言のとおり不適切な事務処理であったと思われる。また、寄附の受入れに対する手続に関しても、寄附の受入れが決裁されていないにも関わらず、工事に着手していること。最終決裁権者まで決裁が終了していないにも関わらず、寄附受入書を発出していることについては、担当者の証言にある、入力ミスということでは済まされる問題ではない。

法令遵守、コンプライアンスと言われる中、市長をはじめ、まずは法令等についての理解を深める必要があると思われる。

また、後援名義使用承認に当たっては、逐条解説を基に証言していたが、その内容は、市に自ら都合のいいように解釈していると思われる。昭和24年の自治課長通知では、「対象となる公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、漁業会、林業会、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社、司法保護等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団体等いやくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たるといなを問わない。」と記載されており、前提である公共的な活動を営むものが公共的団体であり、その団体が法人たるといなを問わないことである。さらに言えば、地方自治法第157条において、公共的団体は長が指揮監督できるものとされており、株式会社は当然に含まれない。よって、今回のイベントが公共的な活動を営むものというくりに入れることは受け入れがたい。

今回後援名義使用が許可されていることから、施設使用を許可した旨の証言があったことから、後援名義使用許可を出すことは非常に重要だったと推測されるが、後援名義の使用許可を前提とした取り扱いではないかと考えられる。なお、今回の指摘に対して、市の執行部が考える公共的団体とは、常に公共的活動を営むのではなく、イベント開催時に観光客が多く訪れる見込みがあること。入場料が無料であること。石岡市がPRできることが要件であるため、その内容に適合した事業に関しては後援

名義の使用を許可することになろう。それをもって、今回の事業が成功であるとのことから、今後後援名義の使用承認について変更されることはないであろうが、万が一要綱を改める場合には十分な精査を行う必要があるであろう。

さらに、Otomeshi Festival 2024の際に使用した八郷総合運動公園の使用料免除に関しては、そもそも申請書が出ていないにも関わらず、使用料を免除している。このことは明らかに条例、規則に定められている手続に違反する行為であると考えられるため、その行為を行ったことに対する対応を図られたい。

これに関連して当時の担当者からは、施設使用料の減免に関する積算資料の精査が甘かったとの証言があったが、精査という以前に使用場所及び使用期間に間違いがあり、そのことについては精査以前の問題であることから、担当者は市に対する財産管理の意識が薄く、適正な会計処理が出来ているのか、全く持って不明である。また、精査ということであれば、ターゲット・バードゴルフ場使用料は、条例上、1人当たりの1日の使用料は550円であり、20万人の利用を計画しているということであれば、単純に条例から読み取ると、1億1,000万円の使用料が見込めるわけである。実際のこの金額になるかどうかということではなく、条例に基づいた使用料金の算出ということでは、把握しておかなければならないことであると考ええる。

なお、現在使用料金について再算定を行っているということであるが、使用許可書に記載されているものは全ての場所を使用するという記載であるため、当日使用した、していないは関係ないものだと考えられる。そのことをもって再算定につなげていたきたいとともに、条例等に違反した行為で使用料の免除を行ったことから、最終決裁権者についてはその責任をもって、石岡市にもたらした損害額を正確に把握するとともに、本来収入として得るべきであった利益について対応すべきであると考ええる。

さらに、5月13日の尋問において「運動公園の使用許可については、事務委任規則の中で、総合運動公園管理事務所に、教育長から事務委任規則の中で、使用申請等については委任がされているものと把握をしている」との証言があったが、事務委任規則の中で、八郷総合運動公園については「使用許可申請書及び使用料減免申請書の受理」、「使用許可書の交付」と規定されており、運動公園体育館管理事務所に委任されている「体育館の施設、設備の使用許可に関する事」との規定に比べ、申請書の受理と許可書の交付の委任と限定されていることから、許可に関する判断までは委任されているとは言えないのではないかと考えられる。内容が全て同じことであれば、

同じように規定すべきことであり、実態に即した規定とするべきであるとする。

今回の2つのイベントに関して、証言からもあったように、石岡市の知名度向上、経済効果などを勘案して、実施するということであれば、石岡市が協力して実施することを否定するものではない。しかしながら、石岡市として協力するのであれば、まずは法令に基づくこと。また、実施に当たっての事業の審査や事業実施後の評価を行うことが重要であると思われる。今後もこのような事業へ協力を行うのであれば、必要な条例・規則等の整備と綿密な協議・調整を行った上で、適正な協力体制を構築いただきたい。

最後に、Otomeshi Festival 2024開催に直接関係するかは不明であるが、Otomeshi Festival 2024開催後である令和6年5月以降の各月における電気使用量に対する電気使用料金が、令和5年度と比較して大きく増加している。照明設備修繕により照明が使用可能となったことや、全国的な電気料金高騰の影響もあると思われるが、執行機関においては、電気需給契約の内容も含め、増加の要因を分析されたい。

さらに、開催1月前からの年度末に、令和5年度中に行った9件の修繕又は工事のうち7件が集中していること。また、令和6年度には30万円以下のテニスコートの修繕が2件出ている。以前石岡運動公園においての分割発注が問題となったが、同じ課において同じように分割発注のような工事を行っているものがあつた。工事の適正な執行、公金の適正な使用については、改めて全庁的に確認をいただきたい。

第 6 調査経費

1 議決予算額

○令和 6 年第 4 回定例会（設置時） 500,000円以内とする。

2 調査に要した費用の決算額（見込）

経費内容	支出額（見込）
費用弁償（委員・証人）	127,000円
法的助言等相談料	75,000円
合 計	202,000円